

2026年8月

受験生各位

明治大学専門職大学院
グローバル・ビジネス研究科

留学ビザ(査証)取得について(注意)

留学ビザ(査証)取得について、以下のことに注意してください。

いずれの場合も、必要書類や手続きの詳細は、入学予定者に通知される国際教育事務室からの案内を確認してください。

1 日本における在留資格を有していない者(新規入国)

日本への入国には、「留学」ビザ(査証)が必要です。大学では、ビザ申請に必要な「在留資格認定証明書(COE)」の代理申請を行っています。必要書類等の詳細は、合格者へ案内します。

【ビザ取得までの流れ】

- (1) 学生 ⇒ 大学:入学決定後、速やかに必要書類を提出してください。
- (2) 大学 ⇒ 入管:東京出入国在留管理局へ COE を代理申請します。
- (3) 入管 ⇒ 大学:審査後、COE が交付されます。
- (4) 大学 ⇒ 学生:COE を送付します。受領後、学生本人が現地の日本大使館等へビザ申請を行ってください。

※COE やビザの取得を理由として来日が遅れた場合でも、授業等の特別措置はありません。

※交付審査には長期間を要します。特に、Ⅱ期入試を受験して合格した場合、授業開始までに COE 及びビザを取得できない可能性があります。合格後は、速やかに手続きを行ってください。

2 日本における在留資格を有している者

◆在留資格が「留学」の場合

在留期間満了日の3カ月前から、在留期間更新許可申請が可能です。

※所属機関(学校)が変わる場合は、変更後14日以内に出入国在留管理局へ「所属機関に関する届出」を提出する義務があります。

◆在留資格が「留学」以外の場合

「留学」への変更を希望する場合、在留資格変更許可申請を行ってください。

※「留学」以外の在留資格でも在籍は可能ですが、留学生対象の奨学金の多くは在留

資格「留学」が条件となります。

※「短期滞在」から「留学」への変更は原則認められません。一度出国し、上記Ⅰの手順で COE を取得してください。

※手続きに必要な「入学許可証」は、入学手続完了後、希望者に対して専門職大学院事務室が発行します。

※COE および在留資格の更新・変更の審査は出入国在留管理局が行います。審査の結果、不交付・不許可となった場合、本学は一切の責任を負いません。